

玉掛けについて

Q:「玉掛け作業」とは何ですか？

A:玉掛け作業とは、「玉掛け用具を用いて荷を吊上げるための準備、クレーン等のフックへ掛ける作業及びフックからの取外しの作業までの一連の作業」をいいます。

(根拠法令:S47・厚労省通達)

Q:「玉掛け用具」とは何ですか？

A:荷を吊上げるための用具で以下のものをいいます。

- ワイヤーロープ
- チェーンスリング
- ベルトスリング
- クランプ
- シャックル など

Q:玉掛け資格にはどのようなものがありますか？

A:クレーン等の吊上げ荷重に応じて以下の資格に分類されています。

- 吊上げ荷重1t未満の場合→玉掛け特別教育
- 吊上げ荷重1t以上の場合→玉掛け技能講習

なお、玉掛け資格は吊上げる荷の質量ではなく、クレーン等の吊上げ荷重により異なるので注意してください。

(根拠法令:クレーン則第221条、222条等)

Q:玉掛け技能講習が修了すると何ができるのですか？

A:クレーン等の種類及び吊上げ荷重に関係なく、全てのクレーン等のフックへ玉掛け用具を掛ける作業及びフックからの取外しの作業ができるようになります。

Q:小型移動式クレーン運転技能講習と玉掛け技能講習を受講したいのですが、どちらを先に受講した方がいいですか？

A:どちらを先に受講しても構いません。

Q:小型移動式クレーン運転技能講習修了証を所持しています。玉掛け作業はできますか？

A:できません。

この場合玉掛けの無資格作業となり、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処されます。
小型移動式クレーン運転技能講習修了証は、あくまでも移動式クレーン作業のみの資格です。
玉掛け作業をする場合は、別途玉掛け資格が必要です。

(根拠法令:クレーン則第221条等)